

学校施設使用に係る受益と負担のあり方について

1 学校施設使用における受益者負担の考え

北九州市立小学校、中学校及び特別支援学校の運動場、体育館及び武道場は、学校教育に支障のない範囲で市民に無料で開放しており、経費については全て教育予算で負担している

「北九州市公共施設マネジメント実行計画」では、「学校施設の市民利用についても負担のあり方を検討する」としており、教育委員会では受益と負担のあり方について検討を行ってきた。

その結果、学校施設の利用者へ一定の負担を求めることとするもの。

2 対象施設

小学校、中学校及び特別支援学校の運動場、体育館及び武道場

3 使用料（案）

運動場	体育館	武道場
300 円/時間	400 円/時間	300 円/時間

※使用料設定の考え方

市民が学校施設を使用する際に要する経費として、光熱水費（水道代、電気代）及び管理経費（修繕、用具等の備品、帳票印刷、主任管理指導員等の配置に要する経費）を施設ごとに1時間あたりの金額を算出し、さらに、徴収にかかる経費を合算した額を目安とした。

【参考：市立スポーツ施設専用使用料（使用料見直し後）】

市立 スポーツ 施設	運動場	体育館		柔剣道場
	新門司・桃園・本城・香月中央・ひびきコスモス運動場	新門司・門司・小倉北・小倉南・曾根・八幡東・的場池・若松・折尾スポーツ・浅生スポーツ体育館	三萩野・城野・黒崎・香月スポーツ体育館	大里・小倉北・八幡東・八幡西・香月スポーツ・浅生スポーツ柔剣道場、小倉南・若松武道場
料金(改正案)	1,200 円/時間	2,580 円/時間	1,260 円/時間	990 円/時間

4 減免の考え方（案）

子どもの健全育成等の観点から、下表の使用形態に減免を適用し、使用料は無料とする。

【減免の適用】

使用形態	使用目的事例
本市の執行機関の主催又は共催による使用	選挙投票所、防災訓練
主として幼児児童生徒で構成された団体による使用	遊び場開放、青少年チームの活動
子どもの健全育成を目的とする団体が、主として幼児児童生徒を対象に、事業活動するための使用	青少年育成団体等の活動
子どもの健全育成や校区の地域振興を目的とした、地域団体等の主催又は共催による使用	盆踊り、祭り、敬老会、スポーツ大会、関連行事

※幼児児童生徒とは、高校生以下の幼児児童生徒をいう。

※地域団体等とは、まちづくり協議会、自治会、社会福祉協議会、老人クラブ、PTA等をいう。

5 使用料徴収方法（案）

納付券販売方式

※学校施設使用者は、使用する日までに納付券をコンビニ等で購入し、使用の際に学校備え付けの帳票等へ使用時間に応じた納付券を貼付することで、使用料を納付する。

6 年間収支見込み

約 2,100 万円(使用料収入) - 約 600 万円(支出) = 約 1,500 万円

※支出の内容は、納付券等の作成印刷経費及び納付券販売委託経費

7 今後の予定

平成30年6月議会を目途に条例制定議案を提案したい。

今後は、各施設の関係者、利用団体等に説明し、理解を求めていく。